数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第3子以降」に四・〇を乗じて得た数、様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の「非被用者」に四・〇を乗じて得た数、様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第1子」及び「第2子」の合計に二・〇を乗じて得た数並びに様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第3子以降」に四・〇を乗じて得た数の合計数とを合算した数とする。

第四条第七項中「法第三条第三項」を「法第三条第三項第一号」に、「同条第二項」を「同号」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から同条第三項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額及び平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額を控除して得た額と当該額を都道府県の児童手当対象児童の数であん分」を「調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額と当該額を各調整対象都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数で按分（あん）」に、「当該あん分」を「当該按分」に、「最も大きい都道府県」を「最も大きい調整対象都道府県」に改め、同条第八項中「法第三条第三項」を「法第三条第三項第一号」に、「同項」を「同号」に、「平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額と当該額を都道府県の児童手当引上対象児童数」を「平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額と当該額を各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数」に、「あん分」を「按分」に、「最も大きい都道府県」を「最も大きい調整対象都道府県」に改め、同条第九項中「法第三条第三項」を「法第三条第三項第一号」に、「同項」を「同号」に、「平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額と当該額を都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数」を「平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額と当該額を各調整対象都道府県の児童手当引上対象児童数」に、「あん分」を「按分」に、「最も大きい調整対象都道府県」を「最も大きい都道府県」に改め、同条第十二項中「法第三条第五項」を「法第三条第六項第一号」に、「同項」を「同号」に、「平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額と当該額を各調整対象市町村の児童手当引上対象児童数」を「平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額と当該額を各調整対象市町村の児童手当引上対象児童数」に、「あん分」を「按分」に、「最も大きい市町村」を「最も大きい調整対象市町村」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「法第三条第六項第一号」に、「同項」を「同号」に、「平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額と当該額を市町村の児童手当引上対象児童数」を「平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額と当該額を各調整対象市町村の児童手当引上対象児童数」に、「あん分」を「按分」に、「最も大きい市町村」を「最も大きい調整対象市町村」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「法第三条第五項」を「法第三条第六項第一号」に、「同条第四項」を「同号」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金の総額から同条第五項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額及び平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額を控除して得た額と当該額を市町村の児童手当対象児童の数」を「調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額と当該額を各調整対象市町村の子ども手当負担対象の子どもの数」に、「あん分」を「按分」に、「最も大きい市町村」を「最も大きい調整対象市町村」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　法第三条第三項第二号の場合において、同号に規定する調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額と当該額を各調整対象外都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を当該按分した額の最も大きい調整対象外都道府県に交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

11　法第三条第四項第一号に規定する総務省令で定める期間における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条（都にあっては、同条及び同法第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条（都にあっては、同条及び同法第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える都道府県とは、当該都道府県に係る法第十四条（都にあっては、同条及び同法第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を同法第十一条（都にあっては、同条及び同法第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算して得たものを三で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が一・〇〇を超える都道府県とする。

第四条に次の二項を加える。

15　法第三条第六項第二号の場合において、同号に規定する調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額と当該額を各調整対象外市町村の子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を当該按分した額の最も大きい調整対象外市町村に交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

16　法第三条第七項第一号に規定する総務省令で定める期間における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える市町村とは、当該市町村に係る法第十四条の規定により算定した基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算して得たものを三で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が一・〇〇を超える市町村とする。

第五条の見出し中「減収補てん特例交付金」を「減収補塡（てん）特例交付金」に改め、同条中「減収補てん特例交付金」を「減収補塡特例交付金」に改め、同条第二項中「0.8522826」を「1.0799913」に改め、同条第五項中「あん分」を「按分」に、「0.8522821」を「1.0800116」に改め、同条第六項中算式の符号を次のように改める。

算式の符号

A　次の算式により算定した額

算式

a＋b＋c＋d＋e＋f＋g＋h＋i＋j＋k＋l＋m＋n＋o＋p＋q＋r＋s＋t＋u＋v＋w＋x

算式の符号

a　次の算式により算定した額

算式

a１×0.0230／0.0500

算式の符号

a１　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）による改正前の地方税法（以下「平成23年改正前の地方税法」という。）附則第12条の２の３第４項又は第５項に規定する自動車（道路運送車両法第３条にいう軽自動車を除く。）及び平成23年改正前の地方税法附則第12条の２の３第７項に規定する自動車（バス及びトラックに限る。）のうち自家用の自動車であるものについて、平成22年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額